

27原第231号
平成27年10月26日

四国電力株式会社
取締役社長 佐伯 勇人 様

愛媛県知事 中村 時広

「伊方発電所3号機の原子炉等規制法の改正に伴う新規制基準への適合に係る設備の設置等に関する事前協議」への了解について

貴社から、「伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」に基づき、平成25年7月8日付け原子力発第13123号により事前了解願いのあった標記については、了解することとしたので、通知します。

また、了解に当たって、下記事項の遵守を強く要請します。

記

- 1 工事計画認可申請及び保安規定変更認可申請に係る審査並びに使用前検査に対して、安全確保を第一に真摯に対応すること
- 2 長期停止後の運転再開であることに特に留意し、関係事業者等も含め、安全管理体制の一層の徹底を図るとともに、自主的な対応も含め、引き続き安全対策の更なる向上に積極的に取り組み、伊方発電所の安全確保に万全を期すこと
- 3 かねてより要請している「えひめ方式」による異常通報連絡の徹底及び訪問対話活動等による地元住民に対する真摯な説明などを、将来に亘って的確に遂行することはもとより、特に伊方発電所3号機の再起動に関しては、丁寧で分かりやすい説明を継続して行うこと。また、追加要請した緊急時の作業スペース確保については、その速やかな実現を図ること
- 4 原子力安全に関わる最新の科学的知見の収集に、常に最善の努力を傾注するとともに、その知見を適時・適切に反映すること
- 5 安全を最優先するという意識並びに安全性向上へ取り組む意欲が停滞することのないよう、関係事業者等も一体となって、安全文化の絶え間ない醸成を図ること
- 6 発電所内での使用済燃料の安全な貯蔵・保管に努めることはもちろんのこと、使用済燃料の発生者として中間貯蔵や最終処分等の対策を着実に進めること
- 7 原子力発電所の運転期間は40年という原則を踏まえ、電気事業者として、1号機、2号機の対応方針について、安全性を十分勘案して検討を行うこと
- 8 県や市町が行う原子力防災対策への支援や協力を行うこと
- 9 住民の暮らしや経済・産業活動の安定と発展のため、電源の状況に応じた電気料金の適正な設定を行うこと